

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年 8 月 4 日 |
| 【会社名】 | 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス |
| 【英訳名】 | SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 松田 洋祐 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区新宿六丁目27番30号 |
| 【電話番号】 | 03(5292)8100 |
| 【事務連絡者氏名】 | 最高財務責任者 渡邊 一治 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区新宿六丁目27番30号 |
| 【電話番号】 | 03(5292)8100 |
| 【事務連絡者氏名】 | 最高財務責任者 渡邊 一治 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 発行価額の総額 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 650,486,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(2017年8月新株予約権(ストックオプション))

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 1,790個 (注) 上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。 |
| 発行価額の総額 | 0円 |
| 発行価格 | 0円 |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成29年8月17日から平成29年8月29日まで |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス グループ経営推進部 (新株予約権に係る事務を担当する部署に変更があった場合には、当該変更後の担当部署とし、当社が当該事務を他に委託する場合には当社が委託する者とする。) |
| 払込期日 | 該当事項はありません。 |
| 割当日 | 平成29年8月30日 |
| 払込取扱場所 | 該当事項はありません。 |

(注) 1 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成29年8月4日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2 申込方法は、申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとします。

3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。

4 本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込等により減少することがあります。

| 割当対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 | |
|--------------|-----|----------|----------|
| 当社従業員 1 | 5名 | 150個 | 15,000株 |
| 当社子会社取締役 1 2 | 3名 | 210個 | 21,000株 |
| 当社子会社従業員 1 2 | 15名 | 1,430個 | 143,000株 |
| 合計 | 23名 | 1,790個 | 179,000株 |

1 割当対象者が、当社及び当社子会社の複数の役職を兼務している場合、主要な役職により記載しております。

2 当社子会社には、当社孫会社及び当社曾孫会社が含まれます。

(2)【新株予約権の内容等】

(2017年8月新株予約権(ストックオプション))

| | |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 当社普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、単元株式数は100株である。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 179,000株 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 但し、付与株式数は、下記(注)1の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額 行使価額は、本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前6ヶ月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。 3. 行使価額の調整 行使価額は、下記(注)2の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 650,486,000円 (注) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。 なお、上記金額は、平成29年8月2日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株当たりの発行価格は行使価額と同額とする。 2. 資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成31年8月5日から平成34年8月4日まで |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(又はその時々における当該業務担当部署) 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当なし。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該本店の承継本支店) |

| | |
|----------------------|--|
| 新株予約権の行使の条件 | <p>1. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、又は従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合はこの限りではない。また、国外に居住する者については、居住する国又は州の法令に基づき、その地位の喪失後も新株予約権の行使が許容される場合、当該法令の範囲内で新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 相続人による行使に関する定め 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人(以下、「相続人」という。)は本新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、相続人が「新株予約権割当契約」の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した本新株予約権を行使できるものとする。 新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の本新株予約権全部は行使できなくなるものとする。</p> <p>3. 本新株予約権1個の一部を行使することはできないものとする。</p> <p>4. その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において定めるものとする。</p> |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>1. 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会において承認決議がなされた場合)において、当社取締役会が別途取得日を定めるときは、当該取得日に、取得日時点で残存する新株予約権の全部を無償で取得する。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る)承認の議案 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案</p> <p>2. 新株予約権者又は相続人が権利行使をする前に上記「新株予約権の行使の条件」1.又は2.の規定により権利を行使することができる条件に該当しなくなった場合において、当社は、当該新株予約権者又は当該相続人のみが有する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p> | <p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記注1に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> |
|--------------------------------|--|

(注) 1 本新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下本項において株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は資本準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、「合併等」という。)を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

上記に基づき付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

2 行使価額の調整

- (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合は、それぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式無償割当ての場合を含むが、合併等により新株式を発行又は自己株式を処分する場合、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は資本準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに本新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式により、当社普通株式を交付するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1)及びに定める場合の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。

3 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

4 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に記載の三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める本新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る本新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

5 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金額の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使取次に発生するものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 650,486,000 | 1,500,000 | 648,986,000 |

(注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、上記金額は、平成29年8月2日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権者がその権利を喪失した場合、払込金額の全額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を更に高めることにより、企業価値の増大に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従って、手取金の具体的な使途については、現時点では未定であり、行使により払い込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月26日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月27日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年8月4日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス 本店
（東京都新宿区新宿六丁目27番30号）

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。